

「企業版ふるさと納税」（地方創生応援税制）について

いろいろな返礼品で話題になりました「ふるさと納税」。平成 27 年分の確定申告では申告をされた方も多と思います。今回、平成 28 年度税制改正において「企業版ふるさと納税」（地方創生応援税制）が創設されました。この「企業版ふるさと納税」は個人でおこなう「ふるさと納税」とはかなり内容の違うものの様です。

1. 制度の概要

平成 28 年 4 月 20 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に内閣府が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の 3 割に相当する額の税額控除ができるというものです。現行の地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果（約 3 割）とあわせて、寄附額の約 6 割に相当する額が軽減されます。

2. 適用要件

- (1) 青色法人であること
- (2) 平成 28 年 4 月 20 日（改正地域再生法施行日）～平成 32 年 3 月 31 日の寄附であること
- (3) 内閣府が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附であること
- (4) 1 回あたり 10 万円以上の寄附であること
- (5) 自社の本社が所在する地方公共団体への寄附でないこと
- (6) 地方交付税の不交付団体である都道府県や地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象地域外とされる市町村（東京都 23 特別区など）

3. 税額控除の内容

- (1) 法人住民税・・・寄附額×2 割（法人住民税法人税割額の 20%が上限）
- (2) 法人税・・・法人住民税の控除額が寄附額の 2 割に達しない場合は、
寄附額×2 割－法人住民税額からの控除額（寄附額の 1 割・法人税の 5%が上限）
- (3) 事業税・・・寄附額×1 割
（法人事業税額の 20%が上限。ただし地方法人特別税廃止後は 15%が上限）

4. 留意点

- (1) 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。従いまして、個人でおこなう「ふるさと納税」のような返礼品は期待できないかもしれません。また返礼品があった場合には返礼品の時価相当額を収入で計上する必要があります
- (2) 税制上の特典がありますので通常の寄附金より節税となりますが、寄附することによる資金や決算書上の利益への影響を検討する必要があります。